

片品村景観計画

目次

序章

- ① 景観計画策定の背景
- ② 景観計画策定の目的
- ③ 景観計画の位置付け 参考：第4次総合計画・基本構想

1. 片品村の景観特性と課題

- ① 類型別景観の特性 森林景観、田園景観、集落景観、河川景観、冬期景観
- ② 景観の課題

2. 景観計画区域

- ① 景観計画区域
- ② 景観形成重点区域

3. 良好な景観形成に関する方針

- ① 基本理念
- ② 6つの基本方針

4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- ① 景観形成に向けた取り組み
- ② 届出対象行為の設定
- ③ 景観構造別の行為の制限（景観形成基準）

5. 重要建造物、景観重要樹木の指定方針

- ① 景観重要建造物指定の方針
- ② 景観重要樹木指定の方針

6. 良好な景観形成のために必要な事項

- ① 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項
- ② 景観重要公共施設指定の方針
- ③ 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ④ 各種制度の活用

7. 計画の推進に向けて

- ① 景観形成支援の仕組み

序章

① 景観計画策定の背景

尾瀬を含む片品村は、豊かな自然景観を有し、その魅力を現代に引継いできています。景観政策においては、平成9年に「片品村花の谷景観計画」を、周辺市町村に先駆け策定するなど、先進的な取り組みを行ってきました。景観法の制定以降、周辺の自治体でも景観行政団体への移行が進んでいます。これまでの実績を踏まえ、村の魅力をより高めていくために、景観法の活用による景観計画の見直しが求められました。

② 景観計画策定の目的

自然保護運動の発祥地でもある尾瀬をはじめ、美しい自然に恵まれた中、ウインタースポーツや山歩きなど、多くの観光客を迎え入れるにふさわしい景観を保全し、農業、林業など生業の景観を活かしながら、村民、事業社、行政が一体となった取り組みを進めることで、片品村らしい景観を守り、活かし、育むことを目的とします。

③ 景観計画の位置付け

本村の第4次総合計画・基本構想（2016～2025年）と前期基本計画（2016～2020年）が、「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ」を将来像として進めるなかでは、生活環境の政策の1つとして「景観」は位置付けられています。

景観計画は、単に生活環境の改善にとどまらず、様々な産業分野と教育分野などとの関係も深く、行政内での担当部署「むらづくり観光課」を中心に、多くの担当部署との連携が重要です。

4-1-2 景観

現状と課題

美しい自然景観にふれ、ゆっくりと時間を過ごしたいという時代に入り、景観整備は村民生活や特に国際観光にとって大きな課題となってきました。

本村は3つの谷間の、片品川、小川、塗川などの河川沿いに集落が形成されています。そして、尾瀬、丸沼、武尊などの自然景勝地やスキー場、温泉など、自然を活かした観光が行われています。

河川は片品川など床固め整備が進められています。尾瀬をはじめ、ごみ持ち帰り運動等が全体に定着してきており、「花の谷景観計画」を受けた各地区での花苗や看板整備などの取組みにより、道路景観や集落景観は一層美しくなってきました。

今後は、ゴミの不法投棄防止や河川の清掃、道路脇の景観問伐の促進、地区毎の特色のある花づくりや自然と調和した看板づくりなど、村民とともに美しいむらづくりを進める必要があります。

基本方針

「花の谷景観計画」に基づき、自然景観や集落景観などの保全、道路などの景観整備、花いっぱい運動の継続や屋外広告物の規制、農村景観の保全、重要建造物の保全など、村民と一体となって美しいむらづくりを進めます。

実現に向けて

主な施策	主な事業	担当課
(1) 花の谷づくりの推進	① 国際観光時代に対応した花の谷づくりを目指し、花いっぱい運動の継続と地元で自生している花など地域の特徴を生かした取組み	むらづくり観光課
	② 花の種取りや球根・宿根草・花木を村民どうして譲り合うなど創意工夫による花いっぱい運動の推進	〃
	③ 学校教育や社会教育での景観デザイン学習の推進	教育委員会
	④ 景観に対する情報提供、交流体制整備の支援など、「花の谷景観計画」・「花の谷景観条例」に基づく景観づくりの推進	むらづくり観光課
	⑤ 各地区で景観を考え、実行できる専門組織の創設の促進	〃
	⑥ 景観法に基づく景観規制と誘導の検討	〃
(2) 自然景観の保全	① 尾瀬・丸沼・武尊などの片品を代表する自然景観の保全	むらづくり観光課
	② 沿道の人工林の景観問伐と遊休農地の有効活用など田園景観の保全・創造	むらづくり観光課 農林建設課
(3) 家並み景観の保全と創造	① 自然景観に溶け込んだ伝統的な集落景観の保全と創造	むらづくり観光課
	② 屋外広告物の規制や美観に配慮した建築物などの推進	〃
	③ 公共・公益施設の緑化、集落の一斉清掃や整理整頓・不要物の廃棄などの促進	むらづくり観光課 農林建設課
	④ 国際観光時代に対応した、自然と調和したわかりやすく美しいサイン施設（案内板等）の設置	むらづくり観光課
	⑤ 自然や伝統的な集落景観に調和したデザインの公共建築物の整備と、民間建築物のデザインの誘導	〃
	⑥ 優れた山村景観を顕彰し、広める景観写真展の開催と片品景観百選の検討	〃

1. 片品村の景観特性と課題

① 類型別景観の特性

本村は塗川、片品川、小川に沿った3つの谷と、それらを取り巻く山々から構成されています。これらを下記のように類型として大きく5つに分類し、その特徴を示します。

森林景観

田園景観

集落景観

河川景観

冬季景観

○森林景観

村内には尾瀬を筆頭に、多くの価値ある高原、湿原が存在し、湖沼も含めて重要な観光資源となっている。中景においてもこれらは豊かな自然を実感出来る要素であり、武尊山、日光白根山が遠景で地域の魅力を高める要素となっている。村の90%ほどを占める森林は観光のみならず重要な村のイメージを形成している。



○田園景観 牧場・畑・果樹園・田

村の重要な産業である農業を支える田、畑は近景から中景を形成する重要な要素となっている。また、りんごをはじめ村の名産品は、四季の景観変化を生み出す重要要素にもなっている。活用されていない牧場地、新たにつくり出された山桜植林など、他の地域では見られない特徴的な景観資源として、今後の活用が期待される。



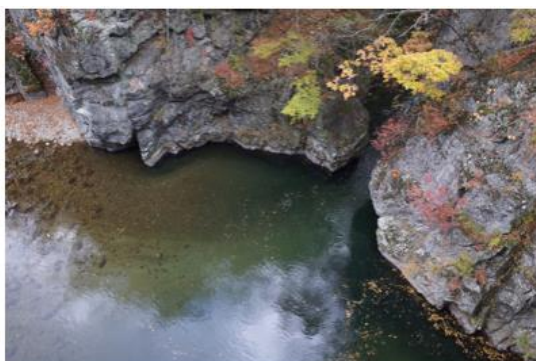
○集落景観 田園市街地・山村集落・民宿・ペンション村・道路

スキーでの滞在や、尾瀬への入り口として、またスポーツ系の合宿ニーズと共に、その時代毎に栄え築かれてきた建築群が、いくつかのまとまりを持って、それぞれの地域景観を形成している。特に、ペンション村では自主規制にもとづく景観整備が地域景観の質を保っている。合宿ニーズに対応する体育館やグラウンドの景観が、村独自の景観的特徴でもある。それぞれの地域の入り口には、特徴的なゲートが見られる。



○河川景観 河川・橋

片品川をはじめとして、村内の河川は地形的に地域を区切りそれぞれの地域個性を際立たせている。川のエリア毎の特徴もあるが、景観的にあまり生かされているとは言えない。川の周辺整備では、土木構造物として特徴的な形状を持った橋がいくつかかけられ、村の重要なランドスケープとなっている。今後、ダムや自主的に作られた橋なども含めて、地域景観資源としての活用が期待される。



○冬季景観

地域に5つ営業されているスキー場の景観は、村の個性を引き立たせている。

村全体が冬場の景観として雪の世界イメージ一色になる時。雪の無い時に気になった景観の見苦しい部分が、雪によって隠され、より全体的に統一された景観イメージが形成される良さが出る。



② 景観の課題

これまででも景観計画、景観条例を持つ本村では、村の条例に基づく届け出制度と、県の制度に基づく運営を行ってきましたが、多くの景観上の課題も挙げられます。

違法やスケールアウトした屋外広告物

屋外広告物分野では、正式な届け出がされていないものや、地域のスケールや景観にふさわしくないサイズのものが見受けられます。ある時代に設置された擬木ゲートも、自然景観の中ではふさわしくないものもあります。

屋外広告物は法律に基づく条例では基準があり、その順守が求められるが、村の中にはその違反や、交差点などで必要な標識サインより目立つ存在になっている案件が見受けられます。本来であれば公共サインなど、地域の広報が先行されるべきところに、大型看板の設置も見られ、村全体での基準の見直しと周知が求められます。

放置された屋外広告物 過剰なのぼり

国道沿いの活用されていない看板や、過剰なのぼりの設置は、豊かな自然景観の中では突出した存在として、景観の阻害要因となっています。事業者が存在しないにも関わらず、そのまま放置された野立て看板や、メンテナンスもされず放置され傷んだ看板、これらが多く目につきます。

また、役場の前をはじめ、民間の店舗などでも多用されるのぼりは、景観の煩雑感を増すとともに、素材の安っぽさが地域景観の質を左右する存在となっています。

廃墟 廃店舗 廃事業所

店舗が閉店しても、撤去されない建物や屋外広告物は、撤去することもできず、廃墟化し、景観の阻害要因となっています。国道沿いの店舗など、閉じた店舗の存在が村のイメージを下げています。ペンションなどにおいても、廃墟となり崩れ落ちた建物が存在し、地域のイメージを損なっています。活用できる建築物の利活用や、廃屋の撤去など、村全体のイメージダウンを招く存在を変えていく必要が早急にあります。

彩度の高い外壁建築

かめ虫防止効果として彩度の高い外壁が一部見受けられますが、周辺景観から著しく突出するため、周辺景観との調和のとれる色彩への変更が求められます。村全体に、高彩度の建築が所々で見られます。豊かな自然の中で景観として四季の変化を楽しみたい中であって、塗装色として彩度の高い外壁が目に入ると、自然のデリケートな色の良さが生かされません。所有者を交えた意見交換が求められます。

ゴミ置場 その他 散らかり

沿道から見える場所でのゴミの集積や、外構の乱れは、地域景観の煩雑さを生み出しています。

ゴミ回収のステーションとしての大きな金属のカゴが多く設置されていますが、いずれもサビなどメンテナンスの悪い状態です。交差点の分岐点に乱立する屋外広告物、バラバラの自販機が並ぶ様子、敷地の周辺部分に様々なものが乱れて放置されています。これらはいずれも地域の景観イメージを下げる存在となっています。

公共サインの必要性

村外からの観光客や、海外からの訪問者への誘導が十分ではありません。村内で安全にスムーズに誘導するために、国際的視野にたった公共サインが求められます。

外部から村を訪れる人々には、公共サインの存在とそのわかりやすさが大変重要です。特にそれ自身が地域の個性を演出する、重要な景観要素ともなります。現在設置されているものには、統一されたデザインは見られず、メンテナンスの悪いものもあり、早急な見直しが求められます。

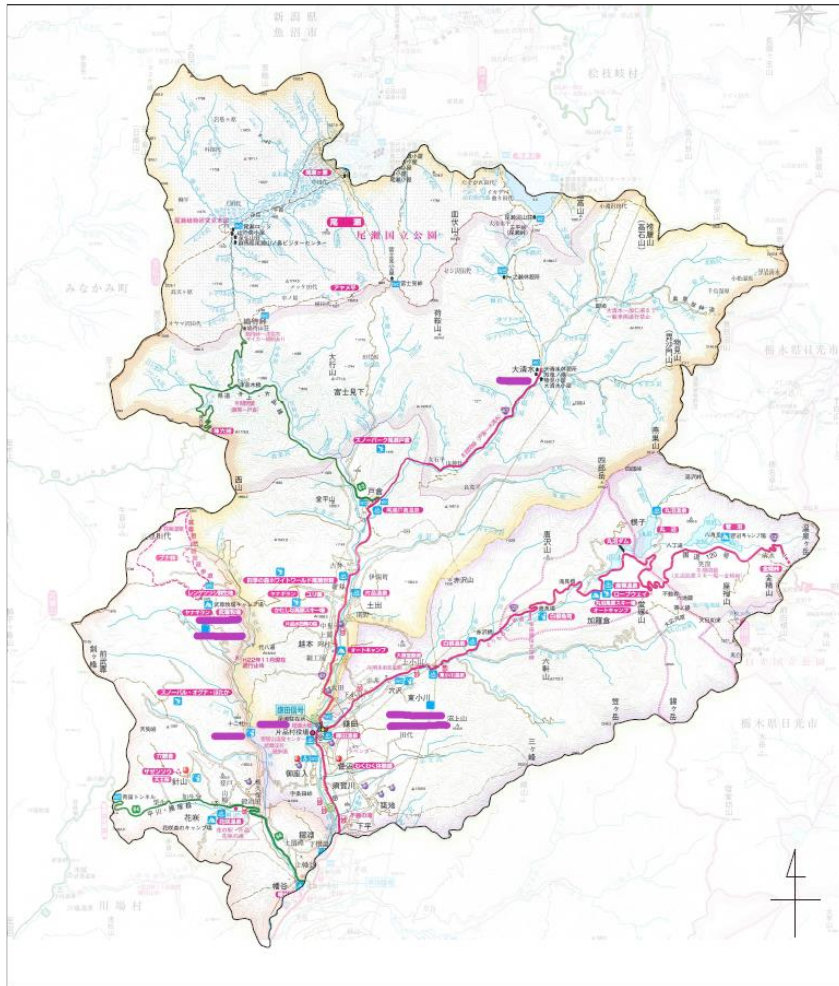
2. 景観計画区域

① 景観計画区域

本村は3つの谷間の片品川、小川、塗川などの河川沿いに集落が形成されています。そして、尾瀬、丸沼、武尊などの自然景勝地やウインタースポーツ施設、温泉など、自然を活かした観光が行われています。このように、集落だけでなく、農地や自然景観の中にも、景観の重要性が求められます。このことから、村全域を景観計画区域として、取り組むことにします。

● 景観計画地域位置図

片品村全域を景観計画地区とします。



② 景観形成重点区域

これまでの「景観形成モデル地区」の指定にあたる制度です。「景観形成重点区域」を指定することで、特に注力して景観形成を図る地区として、景観の維持、向上を図ることができます。今後大きな変化を見せる村役場周辺など、村民との協議の上、検討を進めます。

3. 良好な景観形成に関する方針

① 基本理念

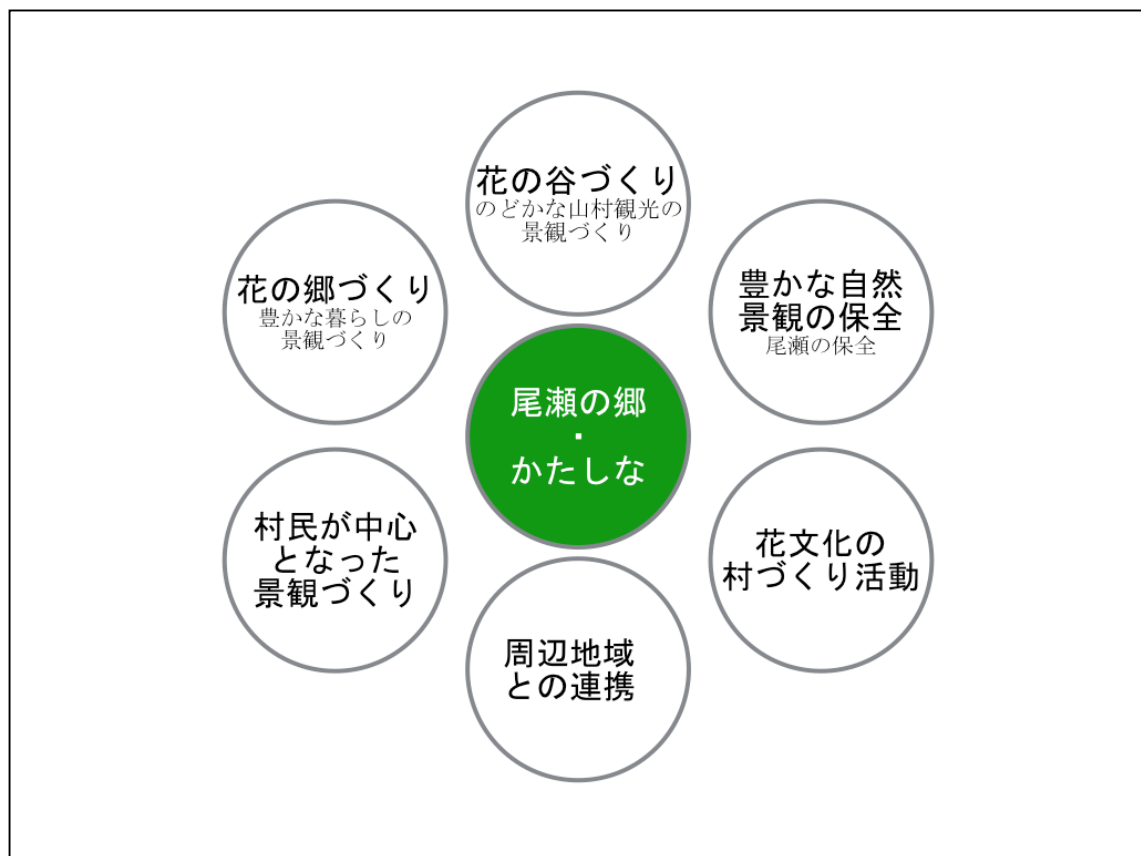
世界的にも貴重な高層湿原の尾瀬、そして丸沼、武尊などの自然景勝地を国際観光に活かすとともに、3つの谷間の、片品川、小川、塗川などの河川沿いの集落景観を、美しく調和のとれた生活環境として整え、農業などの産業とスポーツ合宿などの観光産業でも、その個性を発揮する美しい「尾瀬の郷・かたしな」をつくり、育み、継承します。

② 6つの基本方針

四季折々に装いを変える武尊などの山々、世界的にも貴重な高層湿原の尾瀬、丸沼・菅沼、など豊かな自然景観の保全に努めます。

ウインタースポーツや、温泉、スポーツ合宿など観光産業に寄与する景観、農業景観など地域の生業から生み出される景観の形成に努めます。

3つの谷間の、片品川、小川、塗川などの河川沿いに形成される集落では、各地区で特色のある花づくりを進め、自然と調和した看板づくりなど特徴ある取組みにより、道路景観や集落景観を一層美しくします。美しく調和のとれた片品らしい景観の中で、日々の暮らしを豊かに、うまいのあるものとすると共に、子どもたちに美しい片品村を引き継いでいきます。



1 花の郷づくり (豊かな暮らしの景観づくり)

美しい自然による季節の彩りを活かし、美観に配慮した建築物などの推進を図る。

公共・公益施設、公共建築物では整備と緑化を積極的に行い、ゴミの不法投棄防止、道路脇の景観間伐を促進するなど、公共空間の景観整備を進める。

伝統的な集落景観の保全と創造では、空家の活用を行うことにより、村民の誇りを支え、心地よく永く住み続けることのできる集落景観を整える。

屋外広告物の基準づくりなど、制度を整え、片品景観百選などを選定する。

2 花の谷づくり (のどかな山村観光の景観づくり)

豊かな自然のある、尾瀬、丸沼、菅沼、武尊を活かしスキー場などウインタースポーツリゾート施設の魅力ある景観を生み出し、3つの谷間、片品川、小川、塗川などの河川沿い集落景観を整え、遊休農地の有効活用、観光農園、田園景観の保全・創造など農業景観の活用を推進する。

民宿、ペンションなどの宿泊施設や温泉施設、テニスコート、体育館、サッカーグラウンドなどスポーツ施設で魅力ある景観を生み出す。散乱ごみの防止、ごみの持ち帰り運動、観光客への啓発、協力要請も行う。国際観光時代に対応した自然と調和した、わかりやすく美しいサイン(案内板等)を整備する。

3 豊かな自然景観の保全 (尾瀬の保全)

日光国立公園、尾瀬国立公園など世界的に貴重な高層湿原の保全を積極的に継続する。そのために清掃活動、ゴミ持ち帰り運動などの保全活動を進め、将来に守り伝える。

獣害対策と景観整備の調和を図り、美しい星が見える夜間景観の保全を行う。

4 周辺地域との連携

周辺地域とネットワークを形成する、日本ロマンチック街道(日光-草津-軽井沢)、温泉地の景観イメージをつなぐ奥利根ゆけむり街道の活用を行う。近隣市町村の景観条例の取り組みなどとの連携を行う。

5 花文化の村づくり活動

果樹の花、野菜の花など農業を生かした農業景観づくり、花の種取りや球根・宿根草・花木を創意工夫する花壇づくり活動や、産業としての花づくりまで、花文化の創造を総合的に行い、地元で自生している花など、地区毎の特色のある花づくりを活かした景観形成を進める。

6 村民が中心となった景観づくり

これまで村民が中心となって進めてきた道路脇の花壇づくりから、自然と調和した看板づくり、道路、河川の清掃、整理整頓、不要物の破棄などの継続的推進。

各地区で景観を考え、実行できる専門組織創設の推進を行ない、優れた景観の顕彰制度による優れた景観や、生活の評価制度を創設推進する。

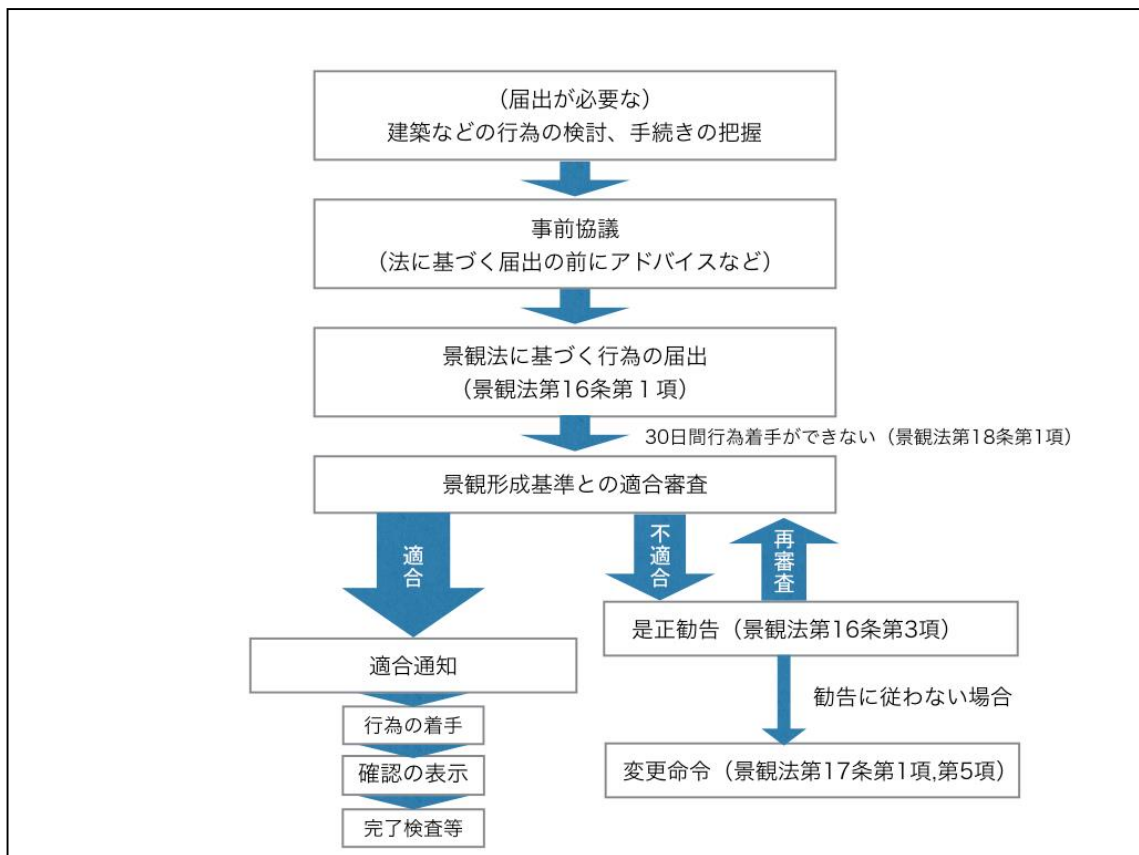
4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

①景観形成に向けた取り組み

景観形成区域内に於ける建築物などの建設では、景観形成の方針を実現するために、「届け出対象行為」を設定しています。それぞれの行為については、下記の流れで村への届け出を行う必要があります。それぞれの「届け出対象行為」に対して、「景観形成基準」を設定していますので、村はそれに基づき指導を行います。届け出者はその指導に基づき、適合の通知を受けた後、その行為を実施することができます。

●届け出の流れ

届出が必要な行為に対して必要となる手続きフロー



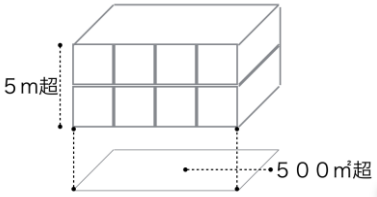
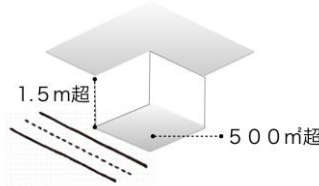

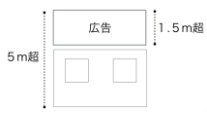
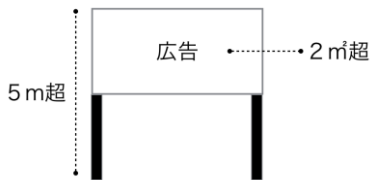
②届出対象行為の設定

建築物

行為	対象規模	
新築	全戸	
改築、増築、移転 又は撤去・外観の模様替え 又は色彩の変更	(1)改築、増築、移転又は撤去に係る部分の建築面積が10㎡を超えるもの (2)外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10㎡を超えるもの	

工作物

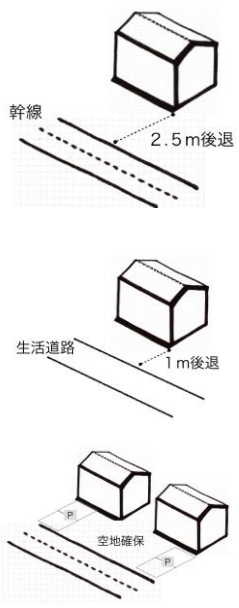
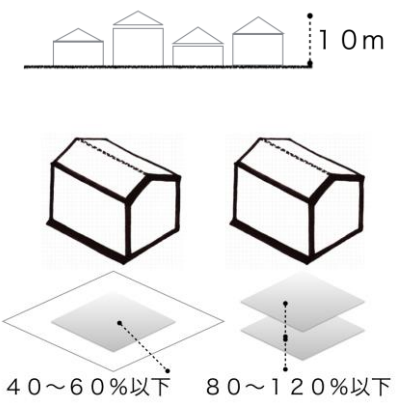
行為	対象規模	
①さく、塀、擁壁の類	高さ2m又は長さ25mを超えるもの	
②電波塔、物見塔、装飾塔の類	高さ10mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は建築物の高さと合計の高さとする)	
③煙突、排気塔の類		
④高架水槽、冷却塔の類		
⑤鉄筋コンクリート造りの柱・金属製の柱の類		
⑥電線路又は空中線系		
⑦観覧車等の遊戯施設の類	高さ5m又は 築造面積10㎡を超えるもの	
⑧アスファルトプラント等の製造施設		
⑨自動車車庫用の立体的施設		
⑩石油等の貯蔵・処理施設		
⑪汚水処理施設等の類		
⑫彫像、記念碑の類		

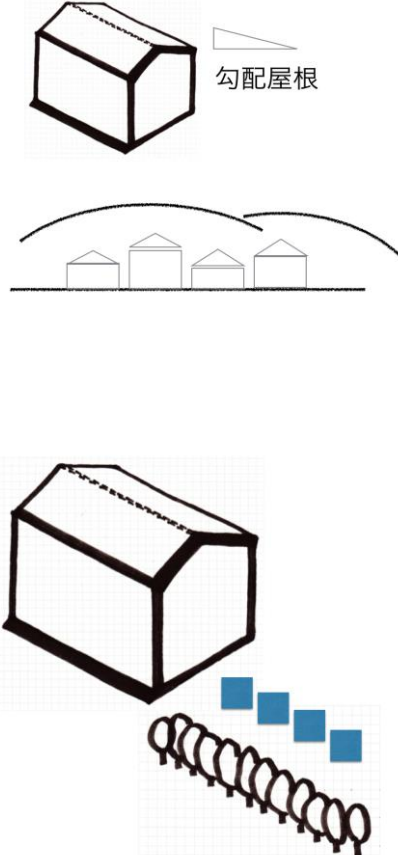
行為	対象規模	
屋外における物品の集積又は貯蔵	高さ5m又は面積500㎡を超えるもの ただし (1)見通すことができない場所での集積又は貯蔵 (2)期間が90日を越えないものを除く	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	面積が500㎡又は高さ1.5mを超える法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの	
土地の区画形質の変更	面積が500㎡又は高さ1.5mを超える法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの	
広告物の表示 若しくは広告物を掲出する物件の設置	(1)表示面積が2㎡を超えるもの	
又はこれらの外観の変更	(2)高さ1.5mを超えるもの (建築物と一体の場合は5m)	
	(3)表示又は掲出の期間が30日を超えるもの	
	(4)野立屋外広告物で高さ5m又は表示面積が2㎡を超えるもの	
太陽光発電施設	発電量10Kwを超えるもの	

但し、上記のうち建築物、工作物で鳥獣害対策の柵、農作物栽培のハウスについては、届出除外とする

③景観構造別の行為の制限（景観形成基準）

建築物等の新築、改築、増築、移転又は撤去・外観の模様替え又は色彩の変更

事項	基準	
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の造成にあたっては、周りの自然、既存の宅地、歴史的建築等との調和を図る。 ・幹線道路では、道路境界線より2、5m（歩道がある場合は、その限りではない）、生活道路では、道路境界線より1m（歩道がある場合はその限りではない）以上壁面位置を後退させる。 ・山なみの緑のスカイラインを遮らないよう建築位置を道路から後退させる。 ・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。郊外部にあつては、できる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること。中心部にあつては、隣接地と相互に協力し、まとまった空間を生み出すこと。 	 <p>The diagram illustrates three scenarios of building placement relative to roads. The top scenario shows a building set back 2.5 meters from a main road (幹線). The middle scenario shows a building set back 1 meter from a local road (生活道路). The bottom scenario shows two buildings on adjacent plots with a designated 'open space' (空地確保) between them.</p>
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の町並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。 ・民間施設においては、高さ10mを超えないようにする。 ・民間施設においては建ぺい率は40～60%、容積率は80～120%以下とする。 ・自然景観地にあつては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 	 <p>The diagram shows height and volume restrictions. At the top, a row of buildings is shown with a vertical scale bar indicating a maximum height of 10 meters. Below, two 3D building models are shown. The first model is associated with a floor area ratio of 40% to 60% or less. The second model is associated with a volume ratio of 80% to 120% or less.</p>
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の気候・風土にあつたデザイン・構造・設備の整備に努める。 <p>屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設において屋根は勾配のある屋根とする。 ・自然景観の優れた場所では、勾配のある屋根とするなど、自然景観との調和を図る。 ・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、 	

	<p>全体的に違和感のない形態とすること。</p> <p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上や壁面の空調設備等は道路から見えにくいよう目隠し等を行う。 ・ 外部から見える場合は、建築物及び周辺との調和に配慮したデザインとする。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、河川、公園に面するなど、道路、河川、公園から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。 ・ 屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と一体化するなど、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 	
<p>色彩 (別途 色彩資 料参照)</p>	<p>屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 背景となる街並み、自然景観との調和に配慮し、突出しない色彩とする。 ・ 色彩基準に基づく。(色相 R. YR. Y/彩度 6 以下、その他色相/彩度 2 以下) <p>外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる外壁色は高い彩度を避け背景となる自然、町並みとの調和を図る。 ・ 基調色(見付面積 4/5) は、色彩基準に基づく。 (色相 R. YR. Y/彩度 6 以下、その他色相/彩度 2 以下) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁、屋根等にアクセント色を使用する場合は、見付面積の 5 分の 1 未満の範囲とする。 	<p>資料：色彩基準参照</p>
<p>素材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の気候・風土にあった、自然と調和した建築材料等を選択する。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること 	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと。必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。 ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること。 ・敷地内には緑地面積を敷地面積の20%以上確保する。 ・既存の樹木・植生を保全、活用する。 ・敷地内の造成は最小限に留める。 ・のり面はできるだけ、緩い勾配とし、周辺とのマッチした植栽を行う。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁はできるだけ小さくし、変化を持たせた、自然工法を採用する。 ・擁壁には、圧迫感のない大きさの自然石を利用する。大きな自然石を使う場合には、緑を配置して圧倒感を和らげる。 ・歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全すること。 	
維持・補修	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁等の破損部分は速やかに修繕を行い、荒れた印象を与えないようにする。 ・自然や周辺の建物と調和した修繕を行う。 	

工作物(設置等)

建築物の外観の内容と同様とする。

屋外における物品の集積又は貯蔵

集積貯蔵の方法及び遮へい	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺の道路などから見える物品の集積又は貯蔵は行わないように努めること。・ 道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること。・ 物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。・ 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと。	
--------------	---	--

地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取

遮へい及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。・ 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと	
------------	---	--

土地の区画形質の変更

土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。・ 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。・ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること。	
-----------	--	--

広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更

案内看板	<ul style="list-style-type: none"> ・道案内用の看板は、小型化し、地区で統一した集合看板もしくは案内図とする。 	
野立看板	<ul style="list-style-type: none"> ・宣伝用の野立看板は、1施設1カ所、0.9m×1.8m以下に制限する。 ・野立看板の集積は避けるとともに、アイストップとなる位置に設けない。 ・山並みのスカイラインを遮る所に看板を設けない(道路境界から位置の後退等) 	
付属看板 (自家広告物)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告物は設置しない。 ・壁面看板、敷地内の自家用看板は建物と調和したものとし、0.9m×1.8m以下とする。 ・突き出し看板は0.6m×1.8m以下とする。 	
色	<ul style="list-style-type: none"> ・基準色は無彩色もしくは低彩度色とする。 ・アクセントカラーは文字・イラスト部分のみに使用し、蛍光・反射塗料などの素材は避ける。 	
素材等	<ul style="list-style-type: none"> ・人工素材であることを感じにくい素材とする。 ・照明は自然光に近いものとする。 ・点滅、ネオン看板、動きを伴う看板は禁止する。 ・のぼりなど、簡易なものは使用しない。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ペンキ・構造体等の耐用年数を考慮し、計画的に修繕を行う。 ・使用目的が終わった看板はすみやかに撤去する。 	

太陽光パネル景観形成基準

太陽光発電設備等の新築・増改築・移転・外観の修繕・模様替又は色彩の変更	
建築物の屋根、屋上、外壁などに使用又は設置する場合	1 太陽電池のモジュール及びフレームや架台の色彩は、低明度、低彩度かつ低反射が目立たない物を使用すること。
	2 勾配屋根に設置する場合は、太陽電池のモジュールの屋根と一体化に努め、最上部が当該建築物の棟を超えないこと。
	3 陸屋根に設置する場合は、太陽電池のモジュールの最上部をできるだけ低くし、公共空間から見える場合は、ルーバーなどにより修景を施し建築物と一体化に努めること。
	4 屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和を図ること。
	5 附属設備は、公共空間から見えない位置に設置するよう努め、見える場合は建築物との一体化に努め周辺の景観との調和を図ること。
地上に設置する場合(建築物以外に該当するもの)	1 太陽電池のモジュール及びフレームや架台の色彩は、低明度、低彩度かつ低反射が目立たない物を使用すること。
	2 太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないように努めること。
	3 附属設備の色彩は、周囲の景観との調和を図ること。
	4 周囲の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽等により周囲との調和に努めること。
	5 周辺景観に違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

色彩の基本解説

■色彩の三属性の活用

色彩は以下の3つの属性によって分類することができる。そのことにより、無限にある色彩を体系づけ、数値化（マンセル値など）することができる。

- ・色相（しきそう） 赤、青、黄など「いろあい」のことを言う。
- ・明度（めいど） 色の「明るさ」のことを言う。
- ・彩度（さいど） 色の「鮮やかさ」の度合いのことを言う。

■マンセル値

アメリカの画家マンセルが色を系統的に整理するために創案した体系で、これをベースにしたマンセル値を、多くの自治体の景観色彩基準では活用している。

マンセル値では3属性をそれぞれ記号化して表記する。

・色相

R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）の5主要色と、それぞれの間にとった YR GY BG PB RP の10色を環状に循環させて並べ、それぞれを1～10までに10分割する。主に5を基準として、中間をとった10で示す20色相、さらにその中間をとって、2.5、5、7.5、10の40色相で表すことが多い。

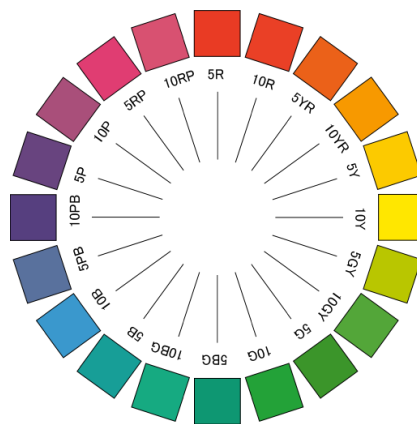
・明度

無彩色を基準として、黒を0、白を10、その間の明るさを段階的に数字で表す。

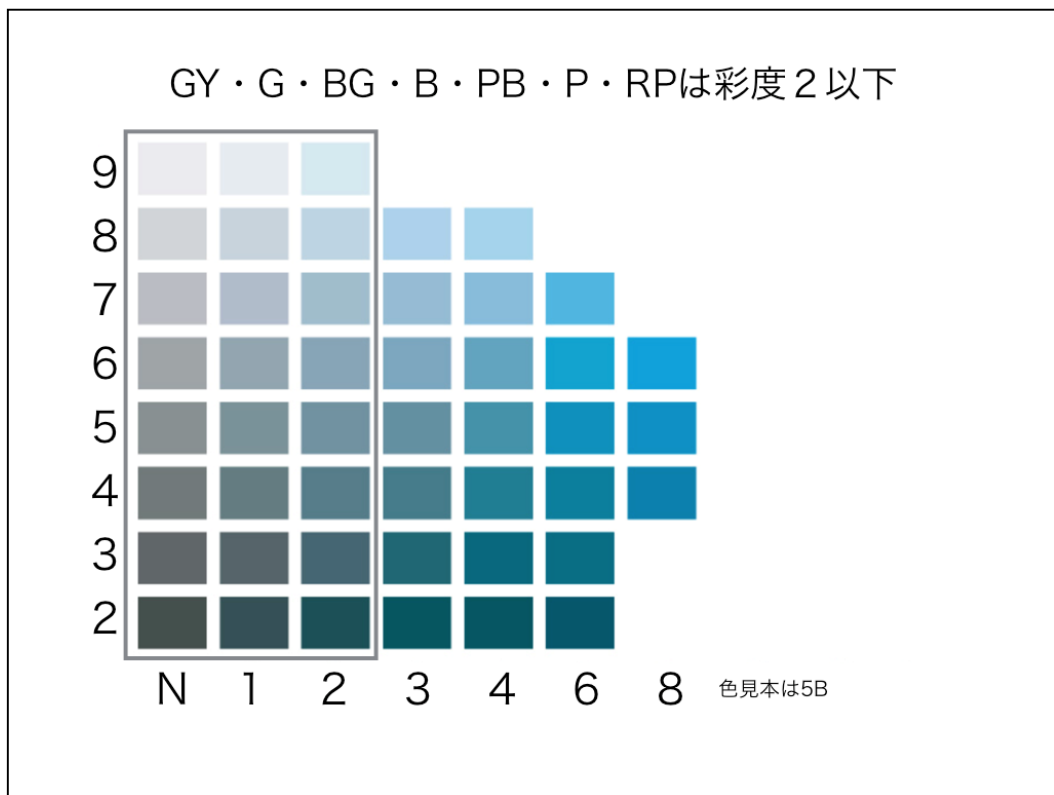
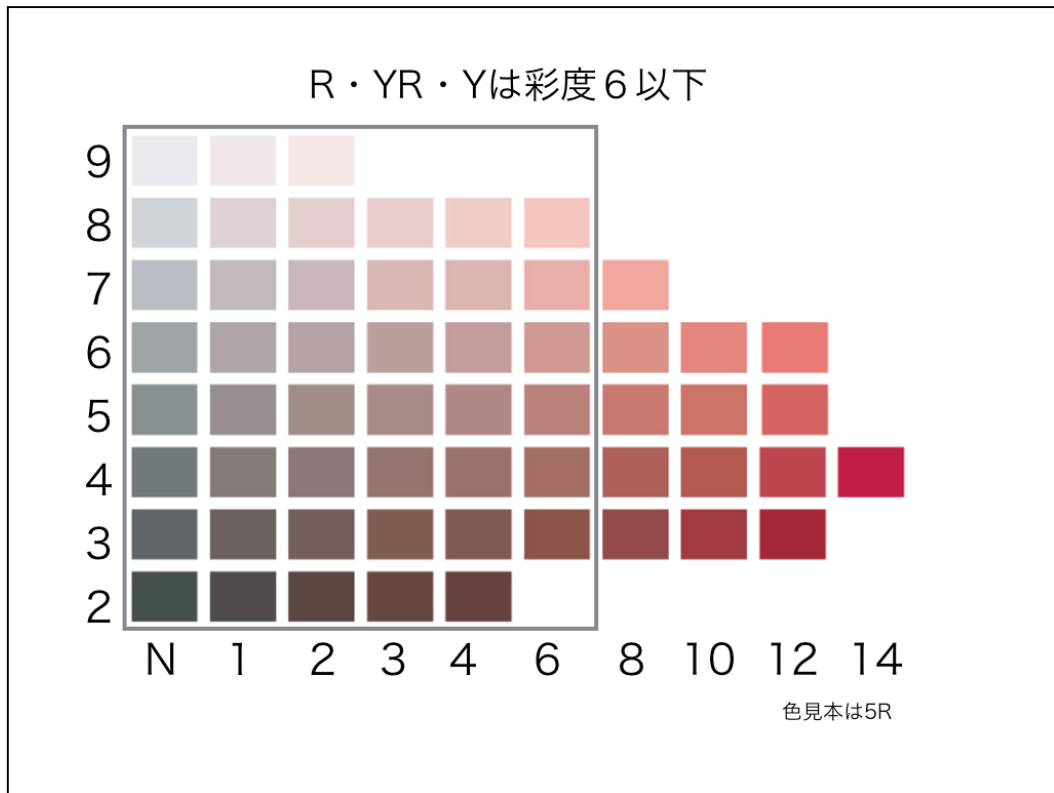
・彩度

無彩色を0として、鮮やかさが増すに従って、その数値が高くなる。色相によってその最高値は異なり、5Rでは14が最高値、5BGでは8となっている。

マンセル値表現事例 5R 6/8 （「ゴアール、ロクのハチ」と読む）



資料：色彩基準



縦軸：明度、横軸：彩度、枠内が使用可能色

5. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針

本村において良好な景観形成を図るために重要な、建造物、樹木を指定するものです。地域の景観形成に欠くことのできないものとして、指定することにより、現状変更などに対する制限を設け、所有者などの適正な管理義務を求めることができます。

① 景観重要建造物指定の方針

下記に該当し、地域住民などの共通認識のもとに、景観重要建造物に指定することが望ましい対象を抽出し、指定に努めます。

- ・ 地域住民に愛され親しまれている建造物。
- ・ 道路やその他公共の場所から、誰もが容易に望見することができるもの。
- ・ 地域の歴史、文化を感じさせるもの。
- ・ 優れたデザインで、地域景観の向上に貢献しているもの。
- ・ 文化財保護法など既存の法制度で保全されていないもの。

② 景観重要樹木指定の方針

下記に該当し、地域住民などの共通認識のもとに、景観重要樹木に指定することが望ましい対象を抽出し、指定に努めます。

- ・ 道路やその他公共の場所から、誰もが容易に望見することができるもの。
- ・ 地域のシンボリックな存在で、地域住民に愛され親しまれているもの。
- ・ 地域の歴史、文化を感じさせるもの。
- ・ 文化財保護法など既存の法制度で保全されていないもの。

6. 良好な景観形成のために必要な事項

① 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

村内には多くの農業振興地域が存在します。この地域では、景観に配慮した農業振興に務めることが求められます。農用地及び農業用施設等の整備を、景観に配慮したものとして保全、創出するために、景観計画に即した景観農業振興地域整備計画を検討します。

② 景観重要公共施設指定の方針

本村の景観形成には、道路・河川・公園などの公共施設が重要な要素となります。そのため景観上重要な公共施設を各施設管理者と協議の上「景観重要公共施設」として指定し、景観の向上を図ります。

- ・ 地域のシンボルとして、地域住民などに愛され親しまれている公共施設。
- ・ 本村の重要な公共施設。
- ・ 優れた眺望景観のある視点場。

③ 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

尾瀬を中心とした、観光も重視する本村の景観においては、屋外広告物は良好な景観形成に対する重要な要素です。自然景観との調和や、沿道型の看板乱立、目的を終えた屋外広告物の撤去など、検討すべき課題も多く存在します。

屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、前出の表にありますが、群馬県屋外広告物条例に基づき、規制されるものとなります。

④ 各種制度の活用

景観の形成は、行政だけではなく、村民、事業者、個々の活動及びその連携による活動が効果を上げていきます。地域住民やNPO法人などが行う景観形成の活動には、「景観協定」「景観協議会」「景観整備機構」「景観計画の提案制度」などがありますが、これらの活用も将来的には視野に入れたていきます。

今後、本計画の有効な活用及び、スムーズな景観届出制度の運用にあたり、これまでの「景観審議会」制度の継続はもとより景観の専門家による「景観アドバイザー」制度の活用を進めます。

7. 計画の推進に向けて

① 景観形成支援の仕組み

本村の第4次総合計画・基本構想（2016～2025年）で「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ」を将来像として進めるために、この景観計画に基づき、行政だけではなく、村民、事業者、来訪者など、様々な立場からの連携、協働関係が求められます。美しい「尾瀬の郷・かたしな」をさらに、つくり、育み、継承し、6つの基本方針を進めるために、それぞれが下記の役割と関係性を持って取り組みます。

■それぞれの役割

・ 行政の役割

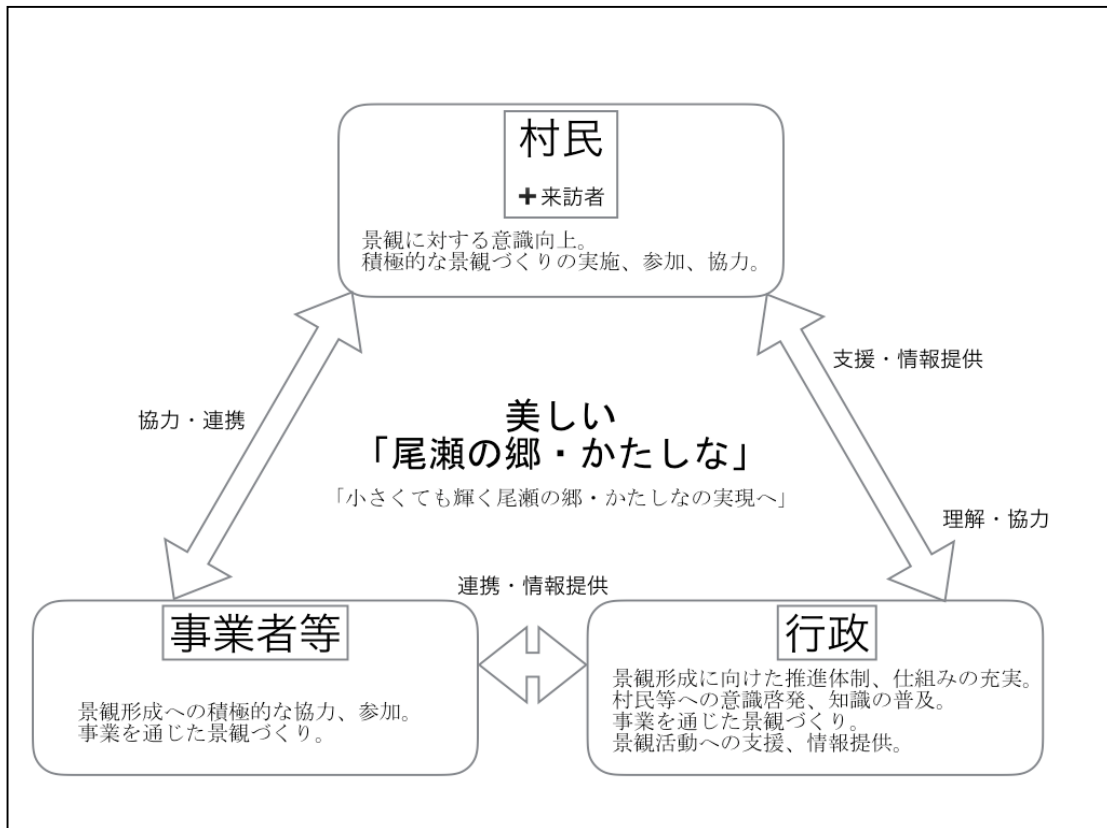
景観形成に向けた推進体制、仕組みの充実。村民等への意識啓発、知識の普及。事業を通じた景観づくり。景観活動への支援、情報提供。

・ 事業者の役割

景観形成への積極的な協力、参加。事業を通じた景観づくり。

・ 村民（来訪者を含む）

景観に対する意識向上。積極的な景観づくりの実施、参加、協力。



■段階的な計画の推進

美しい「尾瀬の郷・かたしな」づくり、育み、継承のために

STEP 1 景観の重要性確認

- ・ 景観計画の周知。
- ・ 6つの基本方針の共有。
- ・ 行政：推進体制の整備、仕組みの充実（届出制度の徹底、アドバイザー制度）。
- ・ 事業者：事業における景観形成の検討。
- ・ 村民：景観の重要性を理解。

STEP 2 景観形成体制の確立

- ・ 景観計画の活用。
- ・ 6つの基本方針に基づく景観形成の実施体制づくり。
- ・ 行政：景観形成重点区域の検討、屋外広告物基準作成、景観百選や賞の実施。
- ・ 事業者：事業における景観形成の実施。
- ・ 村民：景観関連の活動組織づくり。

STEP 3 積極的な景観形成連携活動の推進、継続

- ・ 景観計画の発展。
- ・ 6つの基本方針に基づく景観形成の継続的实施。
- ・ 行政：景観形成重点区域の指定。村民、事業者等との連携による景観形成の継続的实施。
- ・ 事業者：連携による景観形成の推進強化。
- ・ 村民：村民が中心となった景観関連活動の発展と継続。

■ タイムスケジュールイメージ

